



Q. 70歳を迎える従業員がいます。今後も勤務する予定ですが、社会保険はどのようになりますか？



A. 厚生年金保険は、70歳で資格を喪失することになるため、資格喪失の届出が必要です。健康保険は、「後期高齢者医療制度」に加入する75歳まで、引き続き現在の被保険者のままです。

★70歳以降も勤務を継続する方の手続き

厚生年金保険に加入している70歳未満の被保険者の方で、70歳以降も勤務を継続する方は、厚生年金保険の資格を喪失し、“70歳以上被用者”となります。資格喪失日は70歳に到達した日（誕生日の前日）です。アルバイトやパート、役員の方も同様です。70歳に到達すると見込まれる被保険者の方がいる場合、日本年金機構より、氏名・生年月日・喪失/該当年月日等が記載された『70歳到達届』が70歳到達月の前月に会社宛に送付されますので、内容を確認、必要事項を記入し、管轄の年金事務所へ提出します。『70歳到達届』とは、『厚生年金保険被保険者資格喪失届』および『厚生年金保険70歳以上被用者該当届』が1枚にまとめられた様式で、日本年金機構のホームページにも掲載されています。電子申請も可能です。

★厚生年金保険料の徴収

厚生年金保険料は、資格喪失日を含む月から徴収不要となり、年金額計算の基礎にもなりません。

〈例〉 ※給与からの社会保険料の徴収が前月分徴収の場合

誕生日が11/1の方 → 資格喪失日10/31 → 10月分(11月徴収分)から不要

誕生日が11/25の方 → 資格喪失日11/24 → 11月分(12月徴収分)から不要

★厚生年金保険資格喪失後の各種届出

資格を喪失しても、在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給調整のため、資格喪失前と同様、70歳以上被用者算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・育児休業等終了時報酬月額相当額変更届などの届出が、健康保険だけでなく厚生年金保険も必要です。

★70歳以上被用者の方の退職

70歳以降も継続して勤務されていた70歳以上被用者の方が退職する時は、『健康保険被保険者資格喪失届』および『厚生年金保険70歳以上被用者不該当届』を管轄の年金事務所・健康保険組合へ提出します。

◎高齢任意加入という制度があります

老齢年金を受けられる加入期間がなく、70歳以降も会社に勤める場合は、老齢年金を受けられる加入期間を満たすまで任意に厚生年金に加入することができます。ただし、既に年金を受け取る権利がある場合は対象外となり、厚生年金保険には加入できません。加入する場合、保険料は全額本人負担となりますが、会社が同意すれば労使折半にすることもできます。

届出が遅れると、誤った保険料の徴収や、ご本人の年金受給の決定・年金受給額の変更などにも影響が出ますので、忘れずに手続きをするようにしましょう。